

令和5年4月25日

横浜市長

山中 竹春 様

横浜市公共事業評価委員会

委員長 森地 茂

令和4年度 第3回横浜市公共事業評価委員会の審議結果について

横浜市公共事業評価委員会は、令和4年度第3回横浜市公共事業評価委員会において、横浜市附属機関設置条例に定める担当事務に基づき、事前評価2件、再評価2件、事後評価1件を審議した結果、評価案件について審議結果のとおりとしました。

1 委員会の開催経過

第3回委員会：令和5年3月3日(金) 午後1時00分から午後3時45分まで

	評価	事業名	所管局	審議結果
消防-1	事前評価	横浜市消防訓練センター訓練施設の更新整備事業	消防局	妥当
下水-1	事前評価	(仮称) 北部汚泥資源化センター分離液処理施設整備事業	環境創造局	妥当
都整-3	再評価	東高島駅北地区埋立事業	都市整備局	妥当
公園-2	再評価	新治里山公園整備事業	環境創造局	妥当
政策-1	事後評価	横浜市立大学金沢八景キャンパス再整備事業	政策局	妥当

2 意見具申

なし

# 横浜市公共事業評価委員会 委員

(敬称略・50音順)

委員名	現職名	専門分野
(いしかわ えいこ) 石川 永子	横浜市立大学 国際教養学部 都市学系 准教授	都市防災、復興まちづくり 都市計画
(かまた もとゆき) 鎌田 素之	関東学院大学 理工学部 理工学科 准教授	衛生工学、水道工学
(たなか いねこ) 田中 稲子	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 教授	建築環境工学 住環境
(なかむら ふみひこ) 中村 文彦	東京大学 大学院 新領域創成科学研究科 特任教授	都市交通計画、交通施設計画 都市計画、地域計画
(むろた まさこ) 室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	都市計画 市街地・コミュニティ再生
(もちづき まさみつ) 望月 正光	関東学院常務理事 関東学院大学名誉教授	財政学、公共経済
(もりち しげる) ◎ 森地 茂	政策研究大学院大学 客員教授、名誉教授	社会基盤工学 国土政策、交通政策
(よこた しげひろ) 横田 樹広	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	都市生態計画 緑地保全・創出
(わしづ あゆ) 鷺津 明由	早稲田大学 社会科学総合学院 教授	産業関連論 環境影響評価、環境政策

(令和6年3月31日まで)

◎…横浜市公共事業評価委員会 委員長

令和4年度第3回横浜市公共事業評価委員会 会議録	
日 時	令和5年3月3日(金) 13時00分から15時45分
開催場所	新市庁舎18階 さくら14 (WEB会議)
出席委員	森地茂委員長 石川永子委員、鎌田素之委員、田中稲子委員、中村文彦委員、室田昌子委員 望月正光委員、横田樹広委員、鷺津明由委員(50音順)
欠席委員	—
事務局	財政局公共施設・事業調整室 福島室長、公共施設・事業調整課 山本課長
説明者 (事務局以外)	2(1) 消防局消防訓練センター管理・研究課 廣木課長 ※以下(消防局) 2(2) 環境創造局下水道施設整備課 児玉課長 ※以下(環創局) 2(3) 都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課 浦山課長 ※以下(都整局) 2(4) 環境創造局緑地保全推進課 松本担当課長 ※以下(環創局) 2(5) 政策局大学調整課 澤田課長 ※以下(政策局)
開催形態	公開(傍聴0人、報道機関0人)
議 題	II 議事 1 報告 (1) 道路部会の審議結果について 2 審議 (1) [事前評価] 横浜市消防訓練センター訓練施設の更新整備事業 [消防局] (2) [事前評価] (仮称) 北部汚泥資源化センター分離液処理施設整備事業 [環創局] (3) [再評価] 東高島駅北地区埋立事業 [都整局] (4) [再評価] 新治里山公園整備事業 [環創局] (4) [事後評価] 横浜市立大学金沢八景キャンパス再整備事業 [政策局] 3 その他
決定事項	2(1) 横浜市消防訓練センター訓練施設の更新整備事業 ・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。 2(2) (仮称) 北部汚泥資源化センター分離液処理施設整備事業 ・意見具申なしとした。事業実施(案)について「妥当」とした。 2(3) 東高島駅北地区埋立事業 ・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。 2(4) 新治里山公園整備事業 ・意見具申なしとした。対応方針(案)について「妥当」とした。 2(5) 横浜市立大学金沢八景キャンパス再整備事業 ・意見具申なしとした。事後評価(案)について「妥当」とした。
議 事	はじめに (事務局) 今回の委員会は、WEB会議形式とすることを説明 委員会成立の定足数5名に達しており、会議が成立していることを報告 会議を公開することについて確認

## II 議事

### 1 (1) 道路部会の審議結果について

(事務局) 議事II 1 (1)について報告

(委員長) 部会長を務められた中村委員から補足説明はあるか。

(中村委員) 特に補足はない。

(委員長) 本案件については以上

### 2 (1) 横浜市消防訓練センター訓練施設の更新整備事業について

(消防局) 議事II 2 (1)について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(室田委員) 新たに様々な実践的訓練へ対応できるようになることは良いと思う。そこで質問だが、ある程度の必要性があると考えられる訓練の中で、今回整備する訓練センターの施設では対応できない訓練はまだあるのかどうか教えてもらいたい。

(消防局) 今回の整備にあたりどのような施設が必要かを実際現場で活動する部隊、担当課と検討・調整してきているので、ほとんどの災害には対応可能となつくりとなっている。強いて言うならば、他都市の消防学校の施設と比較し、今回の施設にはないものは、例えば、地下鉄災害に対応するようなものや水が流れるような場所での対応を想定した施設があるが、横浜市では市営地下鉄の車庫・車両を使用した訓練や、実際の河川で訓練を実施しているので、対応は可能となっている。

(室田委員) 説明されたような形で訓練・対応が可能のため、この施設が完成すれば全ての訓練が一通り市内で完結できると考えて良いか。

(消防局) そのとおりである。

(鷺津委員) 二点質問したい。一点目は、事業手法を公共発注方式とするのはVFMを検討した結果と先に説明があったが、そのような結果が出た理由を教えてください。二点目は、本日説明は特になかったが、公共工事の発注において、カーボンニュートラルの目標に向けての環境への配慮というところに配慮して頂きたいという趣旨を先に伝えていた。それに対し、調書(案)8ページの環境への配慮の欄で、「また、建設資材等も含めて基本設計の中で与条件の検討を進めていきます」と記載されており、私の発言に対し御対応頂いた。環境配慮という観点では、例えば、「工事現場において単に埃をたてない」などの従来の記述にとどまらず、このように資材のLCA(ライフサイクルアセスメント)的な配慮について考えていかなければいけないということ、そして、そのようなことを適切に考慮し対応する事業者を選定するという姿勢を明確にして頂けたことが従前と比べ一歩前進したと感じている。是非この姿勢を実際の入札に生かしてもらいたい。環境配慮をしていないような事業者は入札の参加を認めないような仕組みを作っていないと、カーボンニュートラルな社会への変革は難しいと痛切に感じているため、よろしくお願

いしたい。

(消 防 局) 一点目の事業手法を公共発注方式で行うことに関してだが、過去に消防学校の整備をPFIで実施した大阪府と宮城県の事例では、今回我々が整備する訓練施設のみならず、消防学校の庁舎を訓練施設と共に整備し、さらに庁舎の維持管理、食堂運営、清掃、植栽の管理など幅広く民間のノウハウを活用した条件で実施されていた。本事業では訓練施設のみでの整備となるため、民間ノウハウの導入効果は比較的低いところもあり、またVFMを簡易算定した結果も公共発注方式の方がコスト面で有利であったことなどから総合的に判断し決定したところである。二点目のカーボンニュートラルの件に関しては、我々もその点は十分踏まえながら進めていきたい、先生の意見に沿いながら進められればと思っている。

(中村委員) 消防学校を所有する各自治体との施設の共用、有効活用、連携に関して先に質問した件では、横浜市を離れた場所へ人員や機材をもっていくこと等もあり、本市の消防力に影響が出るため、現実的には困難であるなどの説明があったことは良いと思う。ただ、今後、例えば、より優れた訓練をしている自治体があった場合、そことの連携もあると良いと考える。次に、先に述べたような実践的訓練施設を導入し、従前と比較し、新しくメニューに加えた訓練を実施したことで、どのような効果を発揮できたか、事後評価的な視点ではどのようなことが考えられるか教えてもらいたい。

(消 防 局) 近隣自治体の消防学校との連携については、我々も全く行わないというわけではなく、極力少なくしているのが現状である。また、事業の効果については、これが効果だと明確に表現し難い部分もあるが、例えば、職員の充足率、消防職員や特に消防団では団員の定数が決まっているので、それを100%に近づけるなど、ある程度指標を出せると思う。

(中村委員) 素人考えながら、このような訓練を実施したからあの時の消火活動が安全かつスムーズに行うことができた、訓練を積み重ねることで対応できることや先に述べられたように消防活動に携わる方の意識の変化など、常に頭の片隅に入れておくと、次にまた施設を整備や増強する際の意義づけがうまくできると思う。

(委 員 長) いくつか意見があったことは議事録に残すことで、本案件は意見具申なしとし、妥当で良いか。

(委 員) 異議なし。

(委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

## 2(2) (仮称) 北部汚泥資源化センター分離液処理施設整備事業について

(環 創 局) 議事Ⅱ 2(2)について説明

(委 員 長) 質問等あればどうぞ。

(鷺津委員) いくつか質問がある。一点目に、修正 Bardenpho 法という横浜市独自の処理方式を取っているとの説明があったが、この方式を採用した理由を教えて

もりたい。二点目に、窒素濃度が上昇したと先の説明で述べられていたが、その根本的な要因は何なのか教えてもらいたい。三点目に、りんの回収についてだが、りんは枯渇性資源と現在位置づけられており、下水処理施設からの回収が重要な問題と認識している。このことへの取り組みが将来的にあるかどうかについて教えてもらいたい。四点目に、当施設における BCP（事業継続計画）対応についてだが、地震が発生した時にも当センターの各種装置が滞りなく動くために補助の自家発電設備があり、その燃料は備蓄されているうえ更に燃料会社との協定により滞りなく供給されるような仕組みがあるとの説明が先にあった。このことに関して、本センターには汚泥を濃縮し消化するタンク設備もあり、下水汚泥由来のバイオマス燃料を多く保有する施設なのに、なぜその利用が BCP 計画に入らないのかという点が気になる。そのことについて教えてもらいたい。五点目に、工事の受注者に対して、SDGs や環境配慮、カーボンニュートラルの配慮、リサイクル資材の可能な限りの利用などを、事業者としての基本的な取組姿勢とすることを促すような発注の仕方、つまりそのようなことに配慮していないような事業者は入札の参加を認めないなどの取り組みを是非進めてもらいたい。これは意見である。

（環創局）一点目の修正 Bardenpho 法を採用した理由は、先に説明したとおり横浜市は各水再生センターの高濃度の汚泥を集めて処理する集約処理の手法を独自に採用しているので、調書（案）1 ページの図 3 にあるとおり通常の水処理とは違い、最初沈殿池の後、嫌気槽、無酸素槽、好気槽の後段に無酸素槽と好気槽を設け、反応時間を長くして処理をする必要がある。この手法は平成 10 年代に研究し、有用性を確認し採用した経緯がある。二点目は、汚泥を焼却し有効活用しているが、その前処理として汚泥を減量する処理の一つに脱水の工程があり、当センターの濃縮並びに脱水設備が、技術開発・革新が進み、さらに水を絞り出し、汚泥の減量が可能となる高効率なものに変わったため、窒素濃度が高くなっている。三点目は、先日記者発表した（令和 5 年 3 月 1 日「下水汚泥から効率的にリンを回収する技術が国土交通省の B-DASH プロジェクトに採用されました」）が、横浜市もりん回収に取り組むことで、国と連携を取りながら検討していきたいと考えている。四点目の BCP については、当センターでは汚泥から発生した消化ガスを有効活用するガスタンクとガス発電機の設備を保有している。災害時は、まずこちらのガス発電による電力を当センターの設備稼働に利用していく。その後、汚泥、ガスが減少していくので、その際は燃料に関して民間会社の協力を頂く計画となっている。

（鷺津委員）分かった。濃縮された高濃度な汚泥を処理するため、そのような特別な方式の設備が必要だと理解した。

（田中委員）この施設が浸水被害に遭うことを想定し、どのような対応を取る考えがあるのか教えてもらいたい。また、そのことを踏まえて、設計の際に考慮することなどあれば教えてもらいたい。

(環創局) 本センターは東京湾に面した場所にあり、津波対策が求められている。災害時においても一定の下水道機能を確保するため、被災リスクの高い下水道施設について耐水化計画を策定するよう国からも通知を受けており、本事業の対象である分離液処理施設のみならず、汚泥資源化センター全体を守れるように、外周を防水壁で囲むことは現在検討中である。こちらは建築基準等様々な法律的な検討もあり、現在精査中だが、我々としても津波対策はやらなければいけないと十分理解している状況である。

(田中委員) 津波などによる浸水被害に対する対策費は、本事業の工事費の中に既に見込まれていると理解して良いか。

(環創局) 本事業とは別の事業により整備することで考えている。先述のとおり検討段階であり、まだ事業化までは至っていない状況である。

(田中委員) 分かった。別の枠組みということだが、先の議論で発電機がセンターにあると話があったが、浸水の状況によっては電源系統が途絶えることも有り得るか素人考えだが思うので、そのような発電機の設置位置や高さ、階が予定と変わってくる可能性があるのではないか。設備機器が地下に設けられているイメージの説明を受けたが、その辺りは大丈夫なのか。

(環創局) 地下の構造物、通電ケーブル、通信ケーブル等も重要施設と考えている。先述のとおり、敷地外周に防護壁（擁壁）を設置する方法と建屋開口部（扉や窓等）に防水扉や止水板等を設け防水化する方法があり、津波時でも発電設備が使えるよう検討していきたいと考えている。

(田中委員) 分かった。津波に限らず集中豪雨などでも浸水は想定されると思うので、そのようなことを考慮し、設計段階から設備の適切な配置を検討してもらいたい。

(中村委員) 調書（案）4ページの事業の効果の欄に「施設の増設により運転負荷を軽減することで、定期的なメンテナンスによる施設の長寿命化」ができると記載があり、ここが大事なポイントと思っている。そこで、このことを定量的に表し、今後分析することはできるのか教えてもらいたい。例えば、この設備を増設したことで数十年間の維持管理費用がいくら節約できる見込みであり、このようなリスク回避が可能であるなど。

(環創局) 分離液処理施設は既存で3系列あるが、先述のとおり高負荷運転、要するに計画以上の運転をしているのが現状である。補修などの工事をする際はその池を空にして運転を一時停止する必要があるが、高負荷運転をしていることでその余裕がなく、停止できない状況になっている。そのため、今回1系列増設し、余裕を持たせることによって、維持管理工事の際は4系列の内1系列の運転を停止することが可能になるため定期的なメンテナンスによる施設の長寿命化が可能となることが効果の一つと説明させて頂いた。

(中村委員) その効果の部分が数字で示せるように先々なると良いと思う。全て定量化しなければいけないと強弁するわけではないが、ほかの様々な案件でも同様に、このような形で工夫することで、将来に向けてメンテナンスのトータル

コストをこの程度節約できると示せば、よりインパクトがあると思うので、今後検討してもらいたい。

(鎌田委員) 鷺津委員の質問に少し関連し、修正 Bardenpho 法を横浜市で検討・採用した経緯を先に説明されたが、汚泥を脱水した分離液の処理でほかの方法を採用する自治体も多数あると思うので、その優位性について説明してもらいたい。

(環創局) 他都市では集約処理を行わず、下水処理場で汚泥を処理する自治体が多い状況であり、その際は、横浜市で集約処理する汚泥より濃度が低いので、通常の高度処理と言われる方法で処理ができると思われる。横浜市は各水再生センターで発生した汚泥を汚泥資源化センターで集約処理しているため、汚泥の量が多く高濃度である特徴があり、それを処理するためには修正 Bardenpho 法が経済的で有利ということで採用している。

(委員長) 本センターは北部第二水再生センターに隣接しているが、例えば、北部第一水再生センターなどほかの水再生センターから送られてくる汚泥もそのように考えれば良いのか。

(環創局) 他都市では下水処理場の中に汚泥処理施設がある自治体が多いが、横浜市の場合は水再生センターはあくまでも下水の処理のみ行い、そこで発生した汚泥は全て汚泥資源化センターに送り処理するというシステムを採用している。

(委員長) 中村委員の質問に関連して、汚泥は常時出るのではなくある程度溜まった時に送り出されている、つまり毎日出てくるわけではないということが良いか。

(環創局) 汚泥は毎日送られてきている。水再生センターにおいて下水を生物処理していく過程で発生した汚泥を水再生センターから外に常時出しているわけではないが、北部汚泥資源化センターに送泥しているのは5か所の水再生センターとなるため、それぞれの時間帯に合わせて当センターには常に届くという運転をしている。

(委員長) そうすると、5日に1回出てくるということか。

(環創局) 5日ではなく、毎日5センターから汚泥が届いている。

(委員長) どこかの水再生センターからは届いているが、水再生センターから毎日出すのではないということが良いか。

(環創局) 5か所の水再生センターがそれぞれ毎日出している。

(委員長) 分かった。本案件と直接関係ないが、強い雨が降った時には下水処理施設でオーバーフローした汚水まじりの雨水を河川に垂れ流しているなので、その汚泥があちらこちらに溜まっている。それを何とか処理したいと思っているのだが、この施設ではその処理は可能か。例えば、河川に溜まった汚泥を時々浚渫しここで処理するようなことは、やろうと思えばできるものなのか。

(環創局) それは難しいと思われる。この施設で処理するには有機分がないとできない。河川の汚泥がどのような性状か分からないが、河川等にある無機汚泥は

難しいと思う。当施設はあくまでも水再生センターで発生した有機分を多く含む汚泥を処理することに特化した処理方式を採用している。

(委員 長) 例えば、東京都の日本橋川に溜まっている汚泥は、下水処理場をオーバーフローして出てきたものなので、正に下水処理で発生したものになる。

(環 創 局) その事例は、恐らく汚水と雨水を一つの下水道管で集める合流式下水道に関するもので、東京都や横浜市の一部にもあるが、合流改善と言ひ、強い降雨の際でも公共用水域に汚水分を極力出さないようにする取組を行っているところである。その取組内容としては、汚泥資源化センターの対策というよりは、その上流側の下水道管で対策をしている。例えば、なるべく下水道管から河川などへ出さないように雨水吐の堰の高さを上げることや一時的な貯留施設を設けること、また大雨時にも雨水と汚水が混ざる下水を処理場になるべく多く持ってこれるような管路整備などに取り組んでいる。

(委員 長) 横浜市は分流式下水道が整備されている地域が比較的多いからそのような対応ができるということか。分かった。それでは、本案件は審議の結果、意見具申なしとし、妥当と判断するが良いか。

(委 員) 異議なし。

(委員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

### 2 (3) 東高島駅北地区埋立事業について

(都 整 局) 議事Ⅱ 2 (3)について説明

(委員 長) 質問等あればどうぞ。

(鷺津委員) 事業費が増加した理由として、産業廃棄物が多数混在していたということは胸の痛い事実だと思う。この事業はやむを得ないと思うが、このことを教訓に廃棄物や不法投棄などの問題に対し、今後、どのような対策や取り組みが考えられるか教えてもらいたい。

(都 整 局) 本事業では埋立と言っても、例えば、港湾局が施工するような沖合の埋立と違い、市街地の真ん中であつた運河を埋立するものである。その運河に生活物資が多数投棄されていたこともあり、その部分では周辺もしくはこの運河を利用される方のモラルに訴えかけていくところと考えている。不法投棄によるものが大半であるため、市民に不法投棄をしないよう投げかけをしていくことが大事と思っている。

(鷺津委員) モラルの問題ということでの呼びかけは大切だが、モラルに頼るだけでは難しいところがあると思うので、モラルを強化するような効果的な対策が講じられた場合には、今後聞かせてもらいたい。

(横田委員) 二点質問したい。一点目は、浚渫で費用が膨らんでいるが、例えば、この軟弱地盤がもう少し堆積物があり、盛り土や液状化対策などによる追加費用が生じる可能性はないのか教えてもらいたい。二点目は、周辺の運河も底質土が想定よりも厚いのではないかと思うのだが、その場合、土地区画整理とあわせて整備されるポンプ場などインフラ施設の事業費に対しコストアッ

プの要因とはならないのかを教えてください。

(都 整 局) 一点目の液状化対策は、運河の底の固い地盤まで底浚いをして、そこに新しい土を入れて締め固めをしていくので、基本的には対策は取れていると考えている。二点目は、ポンプ場の整備予定場所は本埋立事業の区域外となる。現地盤の強度は今後施設を整備する環境創造局で確認しながら進めていくことになる。

(横田委員) ある程度安定的な地盤までの深さは変わらなかったということか。

(都 整 局) 変わらない。

(望月委員) 再評価となる本埋立事業は土地区画整備に資することだと思うが、事前の調査段階で埋立の見通しがうまくできなかったのかと思うところがある。これはある意味やむを得ないが、事業費の変更に繋がる処分費や浚渫費の増加となることがどうして生じてしまったのか教えてください。二点目として、調書(案)6ページの位置図のとおり、海がすぐ目の前で東神奈川駅から近い場所を埋め立てた後、高層建築物等を配置していく都市計画事業の一環として実施していることだが、防災の観点では周辺地域の防災性の向上にどの程度貢献できることになるのかを教えてください。

(都 整 局) 一点目については、我々も事前に産業廃棄物の量や底質土の深さをしっかり把握できていれば、正確な事業費の計画も立てられていたと思うが、実際埋立をする前この地区の運河には船の不法係留が36隻あったため、通常であれば、事前調査として水上から深淺測量という棒のようなものでサウンディングを行い底の深さを確かめるのだが、相当数の船があったことから、必要なポイントの全てにおいては調査できなかった。そのため、想定で計画・設計していかなければいけなかったという事情があった。もし深淺調査を実施した際に、例えば、サンプルとして底から様々な廃棄物などが出てきていれば、事前にある程度その量を把握できていたのだが、水面のかなりの部分を船に覆われてしまっていてそのようなことができなかったことがある。また、運河に隣接する場所が工業地域であり既存の施設が近傍にあったことも、この辺りの水域に寄れず、かなりの部分の計画を想定で組まざるを得なかったことが原因としてはあると思っている。二点目の防災性の向上に関して、このエリアは東神奈川駅から近傍に位置し、相当密集したエリアに囲まれているところになっている。周囲の状況としては、道路も狭く、宅地も小割りになっており、木造住宅も多いところで地盤高が海拔1.2m程度と低く、津波高潮で浸水するエリアになっているところである。そのため、まず津波高潮対策という意味で、土地区画整理事業区域の7.5haの造成をする際、運河を埋め立て、その上に最大3m近く土を盛り、このエリア全体が大きな堤防になるような形にして、運河の方向から来る水を止めて、後ろにある市街地には水を入れないという発想で考えている。そのことに加えて、このエリアの中央部に配置予定の大規模な高層建築物の周辺に、本市で最大の津波が想定される地震による津波にも対応できるT.P.(東京湾平均海面)+3.9m以

上の位置に津波避難デッキを設けることで、周辺の方にも避難先として活用可能な建物も含めて計画をしているところである。次に火災延焼防止対策という意味で、このエリアには大きな公園がなかったが、このエリアの中に例えば、大きなオープンスペースができるので、そこを公開空地という形で火災時に避難可能な場所として開放できるということを、地元周辺の自治会、町内会と話し合いを重ねながら、計画を詰めてきた。

(望月委員) 総じて分かった。駅の周辺であればあるほど防災対策は様々なことを考慮して対策を立てなければいけないと思う。そのような努力をするということでした。

(室田委員)：防災に関して望月委員の質問とほぼ同じであったのだが、超高層建物を防災の拠点にしようというようなことを現在様々なところで検討されていると聞き及んでいる。その場合、例えば、その管理組合が賛成したり反対したり、そのことでうまくいっているところといかなかったところがあるなど問題になっているということも聞いている。先に公開空地の話をされていたので、その公開空地をこの地域の防災拠点にするという位置づけとして考えているということか。

(都 整 局) そのとおりである。現在の地区の地権者と今後来られる新しい住民とエリアマネジメントの組織づくりをしていこうとしているところである。この組織には周辺の自治会、町内会も一緒に巻き込み、全体で防災訓練をしていくなどの取り組みをしていこうと話を進めているところである。

(室田委員) 分かった。例えば、貯水槽など多数の防災系設備を持っている場合もあると思うので、それをうまく地域の中でも有効活用できるようにすると良い。超高層建物の住宅があると聞いているので、上手にエリアマネジメントで取り仕切っていく、地域の防災拠点として利用できるよになると良いと思う。

(石川委員) 先の議論と重複するが、例えば、このエリアの北側辺りの地域は、標高が低く、一戸建てなど比較的狭小な建物が多数あり、浸水の可能性も高いと思うので、近隣住民がこの敷地の中に避難できることは良いことだと思う。ただ、公開空地がその名称であっても実質上はマンションの居住者以外は入れないような構造になっていたりする公開空地も多い。また、マンションなどもそうだが、避難してきた人に共有部分へ入ってもらう仕組みなどがあっても、セキュリティの問題や開放時間の関係など様々な事情で、災害時に本当に役に立つのかと思うところもあるので、実効性がある、本当に災害が起きた時に間違いなく避難できるような場所になるように考えてもらいたい。そして、エリアマネジメントでも地区防災計画的なものでも良いので、計画を立てることに留まらず、その計画に基づき、実際に地域で訓練をするなどし、更新していくようなことが大事だと思う。最後に、北側の住宅地のあたりは夜景など海側の景観が素晴らしいので、このエリアに建物が建つためにその景観を犠牲にしていると思うので、しっかりと地域を巻き込み、こ

の場所にこのような開発をして良かったと思ってもらえるような場所になっ  
てもらいたい。

(都 整 局) そのように心掛けて取り組んでいきたい。

(委 員 長) ここは神奈川台場跡の歴史公園か何かで残すことになっていないか。そこ  
も嵩上げをするのか。

(都 整 局) 神奈川台場は幕末の頃に造られた砲台を設置する施設であった。ここも若  
干盛り土をする。先述の最大3m盛り土というのは地区の中央部の話であ  
る。

(委 員 長) 分かった。それでは、本案件は審議の結果、意見具申なしとし、事業の継  
続は妥当と判断するが良いか。

(委 員) 異議なし。

(委 員 長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

#### 2(4) 新治里山公園整備事業について

(環 創 局) 議事Ⅱ 2(4)について説明

(委 員 長) 質問等あればどうぞ。

(横田委員) 調書(案)21ページの前回評価との比較表で用地取得は進んでいるが、  
供用等の状況が±0となっていることから、部分供用のような形で市民の森  
から都市公園に組み込むような必要性の高いエリアみたいなどころはない  
か教えてもらいたい。また、現在、市民の森で管理されているエリアを、優  
先的に都市公園を見据えて、より公園型の管理に置き換えていくようなこと  
を現段階で検討されているのかどうかを教えてもらいたい。

(環 創 局) 調書(案)8ページの平面図で、現在、供用している部分が右上のピンク  
で囲っている部分になり、それ以外の部分、特に南側の緑の円で囲っている  
部分は新治市民の森として公開をしているところである。イラストの中にも  
散策路がいくつか入っているが、ここはもう複数の散策路を整備し公園とし  
て公開していきたいと思っているが、現在でも市民の森の散策路として十分  
機能していると考えている。二点目の公園としての施設整備だが、市民の森  
だと散策を主としているので、途中で休憩するような場所や展望を楽しむ場  
所が設けられていない。このような場所を今後公園として整備を進め、より  
快適に利用してもらえるように進めていきたいと考えている。

(横田委員) 例えば、全面開園となった際、それまで維持管理していた指定管理者には  
大きな負荷がかかるのではないかと思うのだが、このような管理の段階的な  
移行のようなことを想定していく必要があるのではないか。

(環 創 局) 指定管理者は調書(案)8ページの平面図のピンクで囲っている部分のみ  
を対象に現在活動しているが、市民の森には愛護会という組織があり、現在  
も指定管理者と連携して活動されている。市民の森の愛護会は園路の点検や  
ゴミ拾いを中心に行っており、危険木等があれば報告頂くような状況  
になっている。これから公園全体を開園するに当たり、まだ暫く時間もかか

るので、それまでの間に維持管理水準書など整え、現在管理に携わる市民からもヒアリングを重ね、より良い公園管理ができるように準備していきたいと思う。

(横田委員) 是非、連携して、管理のあり方を育成していってもらいたい。

(望月委員) ここは里山の体験館など活発に活動しているとても良い公園だと思っていたが、先の説明で、調書(案) 8ページの平面図の南側の方は市民の皆さんが散策したりすることはできるが、まだ整備が不十分だということは納得した。そして、調書(案) 5ページのとおり本公園の南側が新治市民の森となり、そこは愛護会の皆さんが一生懸命散策路など管理されていると思う。先述のとおり十日市場駅から徒歩 15 分程度で来れる、市民にとって有益な公園になると思うため、まず本公園の既存設備の管理は行われているが、今後、公園の管理体制はきちんとしていかなければいけないし、また、新治市民の森の愛護会の皆さんと協力関係を築き、適切に整備していくことが重要だと思う。そのことに関して、ある程度のマスタープランのようなものは既に用意しているのか教えてもらいたい。

(環創局) 管理体制をしっかりとしていくことと愛護会との連携ということだが、マスタープランは本公園の開園前の平成 10 年代後半に作成している。その後、施設整備が一時停滞していた時期があり、来年度に用地の取得も相当進む予定で、整備の実現も見えてきたところがあるため、この基本計画を次年度見直す予定としている。その中で管理体制や施設内容、関係者との連携をどのようにしていくのか検討していきたいと考えている。

(望月委員) 分かった。本当に横浜の原風景の谷戸が残る公園になると思うので、公園がしっかりと整備されることに引き続き努めてもらいたい。

(鷺津委員) この案件では、先に議論があった公園管理の問題や用地取得の問題が大きいと思う。その公園管理の問題については地元の愛護会の方の協力が必要であるし、用地取得の面でも地元の方の協力が必要であることから、いかに地元の人たちを上手くまとめていくかという手法が重要だと思う。そこで、これまでどのように地元をまとめてきたのか、用地取得をどのように円滑にできるように努めてきたのか、地元の愛護会の協力を得て公園の運営を上手くマネジメントするためにどのような工夫がされてきたのかを教えてもらいたい。また、それをほかの地域や他の自治体に横展開する際、どのような点に配慮すれば良いかを教えてもらいたい。

(環創局) まず用地取得については、常々我々から地権者にお声掛けをし、納得頂いた段階でというような運びになっている。今回用地取得が進んでいる理由の一つとしては、相続が発生し、次世代の方がなかなか持ち切れないというような話も頂き、用地取得を適切に進めているところがある。次に地元との関係性だが、現在、指定管理者については、企業による団体ではなく、地域の団体が母体となった NPO 法人を含む指定管理者に活動して頂いており、一部は市民の森の愛護会のメンバーや新治谷戸田を守る会というボランティ

ア団体の方々も参画して頂いている。地元の方々がこのように事務局、運営側に参画して頂いているところが、良好な状況で運営が進んでいることに寄与していると思う。最後に他の地域や他の自治体への横展開については、このようなことを発信していくことはできるかと思うが、まだそこまで大きなところを視野に入れて進めていないので、今後の検討課題とさせて頂きたい。

(鷺津委員) そのNPO法人の育成はどのようにされたのか。

(環創局) NPO法人は自発的に立ち上げて頂いた面が強い。元々このようなまちづくり系、特に農村や樹林地をフィールドとしているコンサルタントが中に入り声をかけ母体として大きくなっていったと認識している。行政側からとしては、実際に指定管理者になってから、日々の維持管理、運営のノウハウなどを共有し、場合によっては、樹林地の管理保全計画を立てるところも一緒に協議しながら進めてきた。そのようなことが現在良好な管理がうまく継続しているという結果になっているのではないかと考えている。

(鷺津委員) 分かった。

(中村委員) 先の説明や議論を聞き、良い計画で、良い公園ができてくる、さらに残りの用地取得もまた進むと期待している。一点確認したい。調書(案)の10ページの施設整備執行図では整備済は右上の部分のみで、あと全て未整備となっているが、調書(案)4ページの事業の課題及び進捗見込みの欄の記載にもあるとおり、未整備の部分は多くが樹林地で大幅な地形改変を伴う整備は計画しておらず、むしろ保全するところは保全していくことになるので、この図の未整備という意味は公園としての整備対応をしていないところで、現在、未整備の状態でも例えば、樹林地は現状のまま残るところも相当の面積があるということで良いか。

(環創局) 樹林地については、大半のところは現況のまま残る形になる。一部、散策園路を通すところは出てくると思う。

(中村委員) この図のみ見てその印象から誤解されることがないように、調書(案)10ページの下の部分に説明を付記するなど公開資料として整えてもらいたい。

(環創局) 調書(案)20ページの⑥の部分は、今後施設整備を行う予定になっている。現況も市民の森として開放している場所であったり、実際に営農されている状況があるため、状況としては良いと思う。中村委員から指摘頂いた部分は、確かに何も手つかずというように誤解されてしまうかもしれないため、意見を参考に対応を検討したい。

(中村委員) 調書(案)10ページにコメントを数行付すことで印象が変わると思う。

(委員長) 十日市場駅から徒歩15分ではあるが、かなり誘致圏の広い公園のため、車で来る人も多いと思う。駐車場がまだ整備されていないが、駐車場問題をどうするか、このままで良いのかということ、また、調書(案)5ページの図2を見ると、十日市場駅から、あるいは環状4号線からの取り付け道路が全て区画街路のようだが、この規模の公園へのアクセスに住宅地の中の道路

を利用させて良いのか、この辺の道路計画はどうなっているのか。

(環創局) 駐車場については、調書(案) 8ページの平面図の左上部分と既に公開している右上部分に計画している。特に右上部分の駐車場は既存の道路を活用しなければ通ってこれないところのため、道路計画があるかと問われると返答が難しいところである。左上部分の駐車場では、当公園の北側にヒルタウンという集合住宅があり、比較的大きな道路が整備されている。そのため、その道路を活用できると考えているが、実際に駐車場整備となれば交通管理者等と協議していきたいと考えている。

(委員長) 環境4号線から、あるいは十日市場駅から具体的にどの道を通りアプローチしているのか。

(環創局) 環状4号線からURの集合住宅であるヒルタウンの中に区画整理された道路があり、道幅は8m程度あったと思う。この団地の中には小学校、中学校があり、遠足時には学校の前まで観光バスが通行してくる状況になっているので、このような道路を活用しながら公園の駐車場にも引き入れるというふうに考えている。

(委員長) そうは言っても、普通の区画道路の車道幅員6mで、歩道を加えると8mとなるので、8m道路があるから十分という感じではないように思う。これだけの公園なので人気も出るだろう。少し公園だけ独立してやりすぎではないか。是非、道路当局とも相談した方が良い。

(環創局) 道路局、交通管理者とも十分に協議を進め、駐車場計画を再度検討する。

(委員長) 今後の管理や資料の作り方に意見があったが、事業としては評価が高かったと思うので、審議の結果、本案件は意見具申なしとし、事業の継続は妥当で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

## 2(5) 横浜市立大学金沢八景キャンパス再整備事業について

(政策局) 議事Ⅱ 2(5)について説明

(委員長) 質問等あればどうぞ。

(田中委員) エネルギーの削減効果についても先に説明があり、効果があるということが分かった。そこで「YCUスクエアでは、庇や深い軒下により夏期の熱負荷・空調ランニングコストを約15%削減や昼光利用による照明ランニングコストを約10%削減、センサー制御による自然光の取り入れによる日射コントロールによる照明エネルギーを約10%削減」と説明があったが、それが何年分の平均なのか、コロナの時期が入ってしまっているのかどうか、そのあたりが分かると良いと思った。その数字はどのような期間の数字になるのか教えてもらいたい。

(政策局) この数字は、設計時の一つの仮定をおける削減を想定したものとなっている。

(田中委員) そうすると、実態ではないということか。

(政策局) 現状、測りかねないところがある。

(田中委員) 分かった。そうすると、削減予定ということか。

(政策局) そのとおりである。

(田中委員) 先の説明では削減が達成されているような印象を受けたので、誤解されないような示し方を心掛けてもらいたい。

(望月委員) 横浜市立大学には頻繁に足を運ぶ機会があり、YCU スクエアが整備されキャンパスとして落ち着きのある印象を受ける。新理科館についての評判は聞いた記憶はないが、YCU スクエアについては学生たちがきれいになったと言っているのを聞いたことがある。本事業による建物の評判について直接的に利用する学生に対してアンケートを取ったのかどうか、もし取っていないのであれば学生たちの反応はどのようなものなのかを教えてください。

(政策局) YCU スクエアはおっしゃられるとおり本当にランドマークとしても評判が良いものと聞いている。学生へ建物に対するアンケートは取っていないが、教職員等に聞くとやはり学生の反応が良いとのことである。その理由としては、受付窓口がワンストップになったことやグループ活動ができる学生オフィスが整備されたことが以前に比べると使い勝手が良いと聞いている。

(鷺津委員) 先の説明では、YCU スクエアについてエネルギー・環境配慮の視点から説明があったが、新理科館についても教えてください。また、YCU スクエアには太陽光発電は付けていないと説明があったことに違和感を持った。横浜市立大学のある場所は、都心にある大学の立地条件に比べ、広々とした豊かな土地があると思うが、そこで太陽光発電を利用しないというのはどうしてなのか、あるいは今後計画があるのか、教えてください。

(政策局) 一点目の新理科館は、CASBEE 横浜の A ランクを取得している。具体的な取り組みとして屋上緑化や壁面緑化、また外壁の周囲にエコルーバー等付け省エネルギー効果を高める工夫をしている。二点目の太陽光発電については、YCU スクエアでは上部にトップライトを多数配置したため、また予算の関係もあり、設置を見送っているところである。

(田中委員) 先ほどの続きになってしまうが、本日の審議は事後評価となるので、先述では削減効果の数値は設計当時の値だということであったが、通常、設計通りに運用されないことや使い方によってはエネルギーの消費量が増す場合もあるため、建物単体で照明と空調に分けられないかもしれないが、建物単体としてはエネルギーに関して当然マネジメントされているはずなので、その数字を示した方が良い。また、横浜市自体が地球温暖化対策実行計画の中で公共施設の温室効果ガスの低減を謳っていることなので、今後、事後評価の中でそのような数字も出てくると良い。

(政策局) そのようなものが取れるか大学側とも今後調整したい。

(石川委員) 基本的には素晴らしい整備をされて良くなったと思うし、YCU スクエアの

1階オフィスの部分も学生に分かりやすくとても良い。また、学校内に不足しがちな学生のたまり場、学生同士がディスカッションしたりするような机や椅子のようなものが特に屋内に不足していたのが、YCU スクエアの1階を有効活用できるようになり、今後更に増えれば良いと思う。一点伝えておきたいのは、もちろんエネルギー効率の削減はとても大事なことでやっていかなければいけないことだと思うが、実際にその建物を利用する側の立場としては、例えば、YCU スクエアの中には吹き抜けの階段教室のようなものがあり、上の方ではすごく気温が上がることもある。その中で、隙間なく学生が混み合う状況で授業をしていると、クーラー始動の直前ぐらいにすごく暑くなる日がある。そのため、エネルギー効率を考え適切に運用していかなければいけないのは事実だが、実態に応じてある程度学生の満足度が上がるように、最低限必要なところは状況を見て対応していかなければいけないと思う。横浜市立大学では社会人学生の受け入れを増やしており、その授業は7限の夜9時までであるが、8時ぐらいにエアコンを切られてしまうこともある。そのようなことも含めてエネルギー効率を考慮すると同時に、本当に必要なおところについては対応することも重要だと思う。

(政策局) 今回の整備には教育・研究環境を整備・改善することが目的に入っているので、おっしゃられた部分については、吹き抜けなど構造上対応が難しい部分もあるが、少しでも先生や学生が気持ち良く授業が受けられるようにソフト面やハード面について再度検討したいと思う。

(中村委員) 事後評価であること、また横浜市の公共事業の評価であることから考えると、事業完了から何年か経過し効果が継続しているかということもあるが、その先の展開という視点が良かった方がよい。その意味では、このキャンパスの作り方が、横浜市内にキャンパスがある29の大学、ほかの自治体の様々な高等教育の施設に対しても範となるように外に見せていく部分もあると思う。また、横浜市立大学は地域と様々な連携を行われているが、大学の正規教職員や学生以外の地域の方や先述のような社会人学生の視点でも様々な効果があり、それが金沢区のみならずまちづくりに対しても効果を発揮する、そしてこれから先、横浜市立大学がすごく良くなって元気になって頂くことは大事だと思うのと同時に、公共的な視点での考察がもう少しあっても良いと思った。

(政策局) おっしゃるとおり横浜市立大学は公立大学なので、地域貢献は大きな柱として実施している部分である。その中で特にYCU スクエアを中心とし、人が集うところから新たなアイデア、社会還元に資するような研究が生み出されるところもあると考えている。

(委員長) 様々な意見があったが、審議の結果、本案件は意見具申なしとし、事後評価は妥当で良いか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、本案件は妥当とする。本件の審議については以上

	<p>3 その他</p> <p>(委員 長) 事務局からその他あるか。</p> <p>(事 務 局) 特にない。</p> <p>(委員 長) 本日の議事は以上</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第・座席表・委員名簿</li> <li>・ 資料① [事前評価] 横浜市消防訓練センター訓練施設の更新整備事業の調書など一式</li> <li>・ 資料② [事前評価] (仮称) 北部汚泥資源化センター分離液処理施設整備事業の調書など一式</li> <li>・ 資料③ [再 評 価] 東高島駅北地区埋立事業の調書など一式</li> <li>・ 資料④ [再 評 価] 新治里山公園整備事業の調書など一式</li> <li>・ 資料⑤ [事後評価] 横浜市立大学金沢八景キャンパス再整備事業の調書など一式</li> </ul> <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本日の会議録は、委員に確認後、委員長に確認する。</li> <li>・ 本日の審議結果等の資料は、委員長の確認で確定する。</li> </ul>